

厚生労働省発社援0314第8号
令和7年3月14日

各 都道府県知事
指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官
(公印省略)

生活困窮者就労準備支援事業費等の国庫補助について

標記については、平成30年10月17日厚生労働省発社援1017第4号本職通知の別紙「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により、行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、令和6年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、子どもの進路選択支援事業については令和6年10月1日から、生活福祉資金業務システム等改修事業、外国人介護人材獲得強化事業、外国人介護人材定着促進事業、介護未経験者マッチング機能強化モデル事業、就労準備支援事業等の未実施自治体への導入促進事業、被保護者就労準備支援等加速化事業、頻回受診等の未改善者等に対する健康管理支援モデル事業、貧困ビジネス対策事業、及び社会福祉法人の連携・協働支援事業については令和6年12月17日から適用することとされたので併せて通知する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市区町村に対する周知につき、配慮願いたい。